

**「介護保険制度は高齢期の生活を
支えることができるか」が出発点！**



「活きいきシニア福祉」の会の4つの目的

- ① 高齢者福祉について学習する。
- ② 高齢者相互扶助の在り方について検討し実践する。
- ③ 公助・地域福祉について提言する。
- ④ 高齢者福祉情報を収集し、分析して広報する。



定例会風景



(所沢市の医療と介護)の学習会

← 今期は2回の学習会
と
2回出前講座を開催
のべ
300人の参加者！

(年代的に関心の高いテーマ)

**元気な高齢者の実践参加が無ければ
地域包括ケアも WITH プランも？**

「地域包括ケアシステム」って？

誰もが住み慣れた地域で 安心して暮らせるため

超高齢社会がもたらす“さまざまな問題”
 ＜要支援 1～2・要介護 1～5・歩ける認知症患者・老々介護・独居高齢者＞などなど。
 「住み慣れた地域で最期まで」「在宅で最期を迎えたい」！“至極あたりまえの願い”

団塊世代が後期高齢者となる 2025 年までの見通しの中で、要支援・要介護者や歩ける認知症患者が増え続け、受け入れ施設が到底間に合わない慢性的状況に対して、その解決策・緩和策として考案された。



高齢者や障害者が安心して暮らせる
 具体的提案は沢山あります。問題は、その
 担い手は“誰か”と云うことです。

まず、私たちが住んでいる
 “所沢市の統計的実状”を知って
 頂きたいと思います。

人口 343,083 人
 (男性 170,744 人 女性 172,339 人)

高齢者人口	82,569	介護保険認定者（要介護）推	8,379
高齢化率	24.07 %	外国籍住民人口	4,124
高齢者単身世帯（65 歳以上）	10,669	障害者手帳保持者数	10,444
高齢者のみ世帯の高齢者数	26,073	精神障害者保健福祉手帳保持者	2,294
虚弱な日中単身高齢者	1,433	生活保護世帯数	3,442
寝たきりの高齢者	510	 民生委員	494
歩行できる認知症高齢者	1,167		
介護保険認定者＜要支援＞推	3,971		

● 所沢市の介護サービスの現状と福祉力の評価

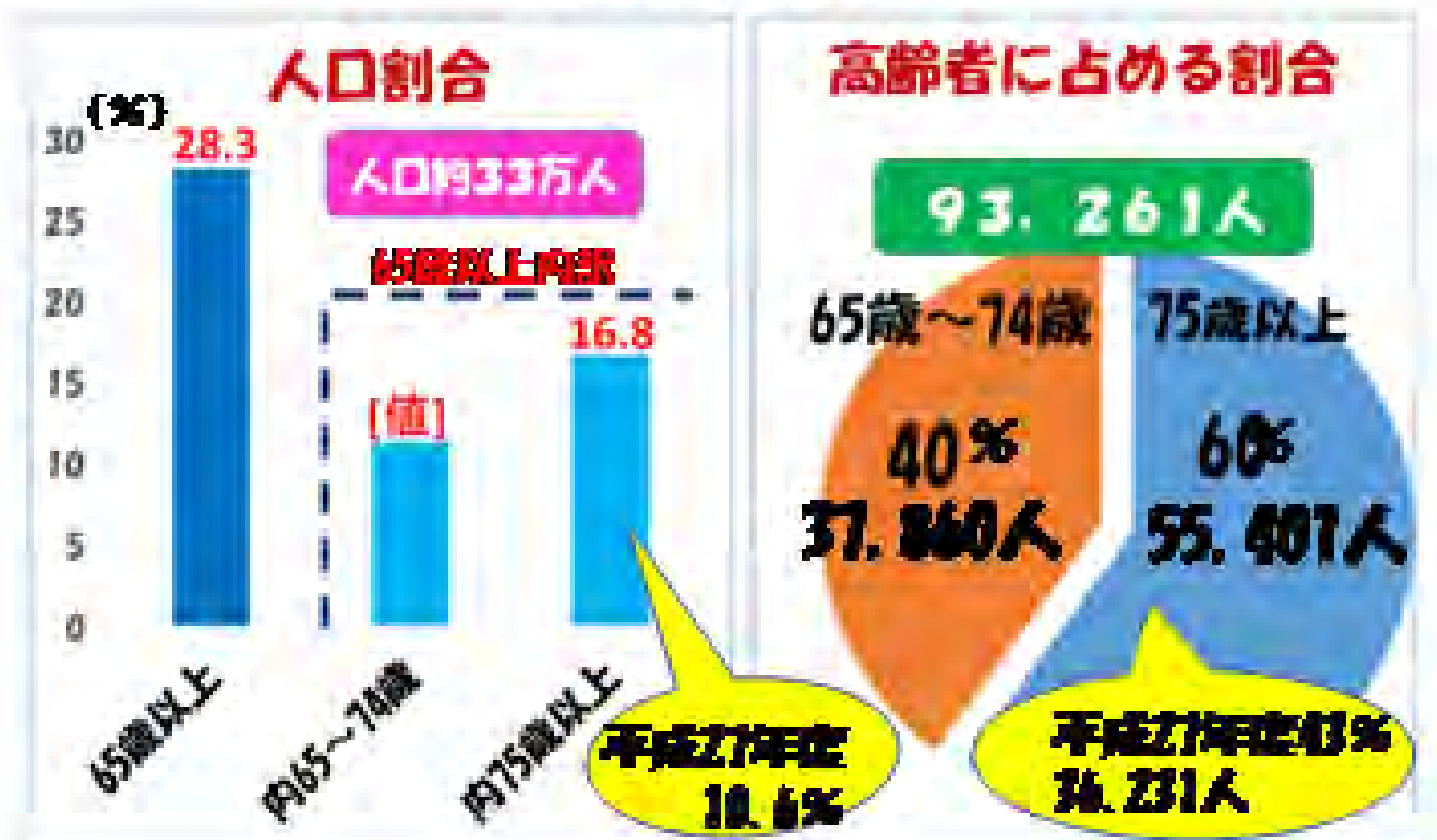
1. 所沢市の高齢化率はどのくらい？

平成27年度推計

国勢調査資料



2. 高齢者はどのくらい増加するの？ 平成37年度推計



本日の「活きいきシニア福祉」サークル発表のコンセプトは



スバリ「高齢者福祉」について
共に携わしましょう！“勧誘”です



超高齢社会の主人公は？

＝相互扶助(近助・互助・共助)を考える＝

本日、ご来場の皆様、大多数の方が、紛れもなく、ご本人の想いはどうあれ高齢者の称号を頂いている方々である、と思います。

- ① 第一は、出来るだけ長く健康を保ちたい！（頭も体もしっかり）
- ② 第二は、不健康状態に陥っても、自力歩行ができ
介助のいらない生活が出来るようにしたい！（頭はしっかり）
- ③ 第三は、要支援 1・2 となった時（頭はまだしっかりの部分）



＝要支援とは＝

要支援 1・食事や排泄はほとんど自分でできるが、掃除などの身の回りの世話の一部に介助が必要

要支援 2・要介護 1 相当のうち、下記に当てはまらないもの

- 1) 病気や怪我により、心身の状態が安定していない
- 2) 認知機能や思考・感情等の障害により、予防給付の利用に関わる適切な理解ができない
- 3) 心身状態は安定しているが、予防給付の利用が困難な身体状態にある



＊2015～2018 年 3 月までに、介護保険サービスの対象外に。

あとは、市町村事業に移行する。大きな問題点です。

どうしたら

ご存じの通り、高齢者は増え続けます。

介護従事者をはじめ、施設は慢性的不足です。

シニア・ユース・カ・ハ・リ・ア・サ・ン・ス・ル・フ・カ・リ・ー

平成27年度

介護保険制度 改正のお知らせ



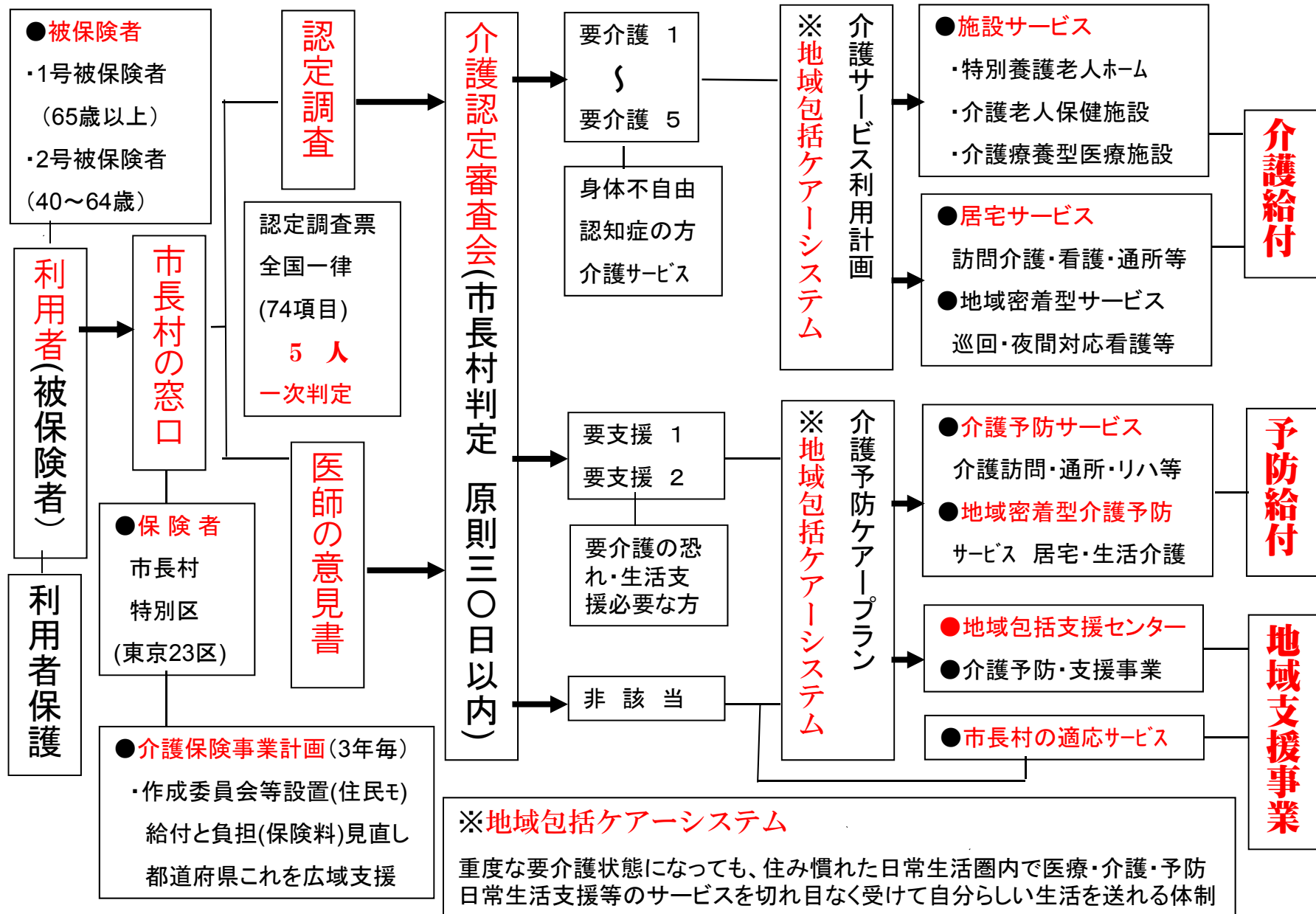
平成27年度 介護保険制度改正のポイント

- 1 介護保険サービスを利用したときの、利用者負担が変わりました
- 2 介護老人福祉施設の入所基準が変わりました
- 3 一定以上の所得がある65歳以上の方は利用者負担が2割になります
- 4 高額介護サービス費の一部上限額が新しくなります
- 5 高額医療・高額介護合算制度の限度額が変わります
- 6 特定入所者介護サービス費（負担限度額認定）の給付要件が変わります
- 7 多床室の居住費が変わります
- 8 紙おむつ購入費支給について見直します
- 9 要支援1・2の方が利用できるサービスが一部変更になります 要支援1・2の方
- 10 介護保険料が変わりました



所 沢 市

介護保険法と介護サービスの仕組み



平成27年6月から

8 紙おむつ購入費支給について見直します

◆自己負担割合

介護保険サービス利用時の利用者負担の見直しに伴い、紙おむつ購入費支給についても、一定以上の所得がある65歳以上の方は購入金額の「2割負担」となります（1か月利用限度5,600円）。配達時に指定事業者へ「負担割合証」を提示したうえで、自己負担分をお支払いください。

◆支給対象者の要件

所沢市被保険者で住民生活者であり、紙おむつ購入費支給の新規申請日において、要介護1・2、要介護1の方は、主治医意見書、認定調査票、ケアマネジャー、又は医師等の判断により、おむつの使用が必要な状態であると判断できる方が対象となります。

※要介護2～7の方の支給要件は、引き続き旧の通り。

平成29年4月から

9 要支援1・2の方が利用できるサービスが一部変更になります

これまで介護予防サービスで行われていた介護予防訪問介護は「訪問型サービス」、介護予防通所介護は「通所型サービス」とサービス名が変わり、市町村が行う「介護予防・日常生活支援総合事業」へと移行します。「介護予防・日常生活支援総合事業」の対象となるのは、要介護認定で要支援1・2、非該当と判定された方、要介護状態となるおそれの高い方ですが、65歳以上であれば誰でも参加・利用できる「介護予防事業」も実施します。

65歳以上の方

自立した生活が送れる方

- 要介護認定で該当、要支援1・2と判定された方
- 基本チェックリストで生活機能の低下がみられた方

介護予防・日常生活支援総合事業

一般介護予防事業を利用

介護予防に関する講座や、ボランティア研修などに参加できます。

介護予防・生活支援サービス事業を利用

訪問型サービス



●身体介護や生活援助、保健師等による相談支援、移動支援など

通所型サービス



●レクリエーションや体操等の活動、日上の集いの場など

生活支援サービス



●見守りや自立した生活を続ける支援など

④ 第四は、要介護者となった時

要介護度の認定の手順はどうするの？

＝要介護とは＝

- 要介護 1—食事や排泄はほとんど自分でできるが、身の回りの世話に何らかの介助が必要。立つ時に支えが必要である。
- 要介護 2—食事や排泄に介助が必要なことがあり、身の回りの全般的な介助が必要。
- 要介護 3—排泄や身の回りの世話、立ち上がり等が自分でほとんど出来ない。歩行が自分でできないことがある。
- 要介護 4—食事や排泄、身の回りの世話、起ち上がりや歩行が自分で出来ない。問題行動や全般的な理解の低下がみられることがある。
- 要介護 5—食事や排泄、身の回りの世話、起ち上がりや歩行等がほとんど出来ない。問題行動や全般的な理解の低下がみられる事がある。



直近の総務省発表によれば、
高齢者（65歳以上）の人口

男女合計	3,461 万人	27.3%
男 性	1,499 万人	
女 性	1,962 万人	

所沢市 2025 年 93,000 人 27.6% 内後期高齢者（75 歳以上）概ね 55,800 人
所沢市では、今から毎年、高齢者が 3,500 人ずつ増加

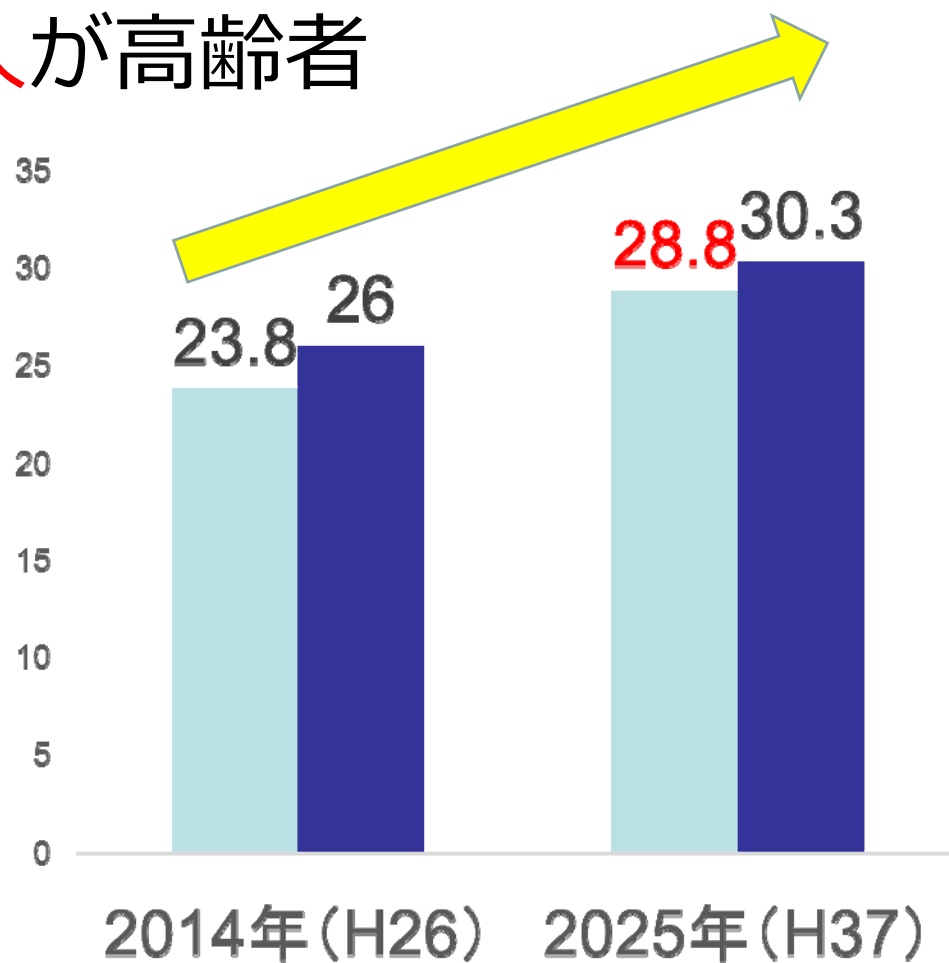
2025 年団塊世代全員が
後期高齢者（75 歳以上）
ここまでは増え続けます
並行して要介護者も増大

◆ 要介護度認定のプロセスを説明します （生田さん）

◆ 地域包括ケアシステムについて

介護保険改正と地域づくり

急速な高齡化
3人に1人が高齡者



所沢市
国全体

4. 要支援・要介護者はどのくらい増加？

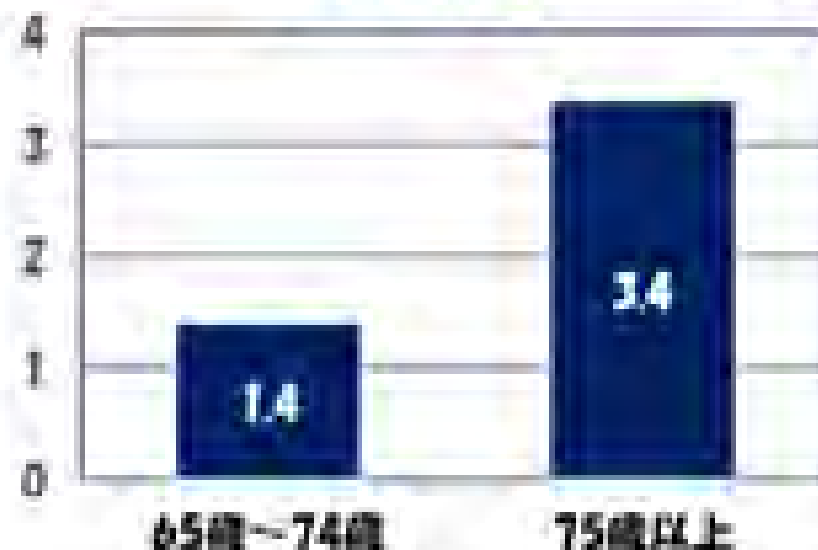
75歳以上は約19,000人増加
(増加率は152.9%)

平成27年度実績

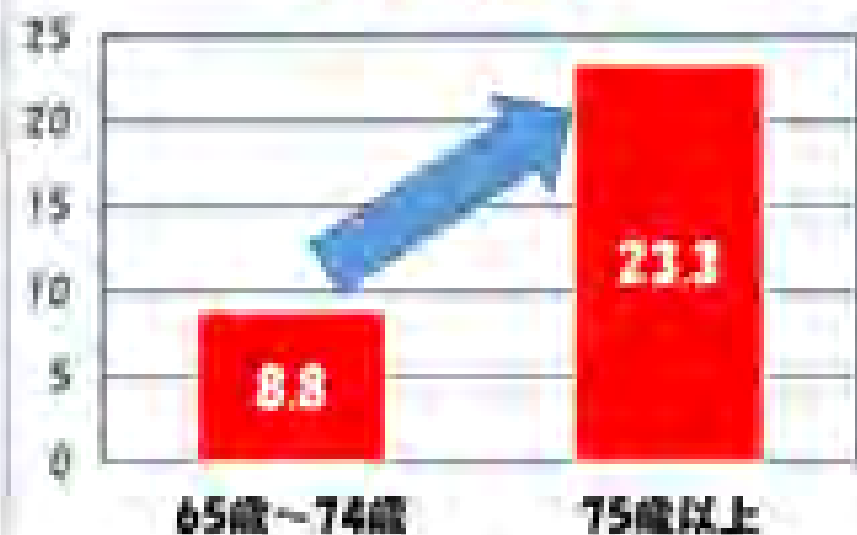
	平成27年度	平成28年度	増加率(%)	増加人数
要支援1・2合計	4,142人	6,000人	144.8	1,858人
要支援1・2	4,882人	7,900人	161.8	3,018人
要支援3・4	4,280人	6,800人	158.8	2,520人
要介護合計	9,162人	14,700人	160.4	5,538人

※平成28年度推定値

要支援認定率(%)



要介護認定率(%)

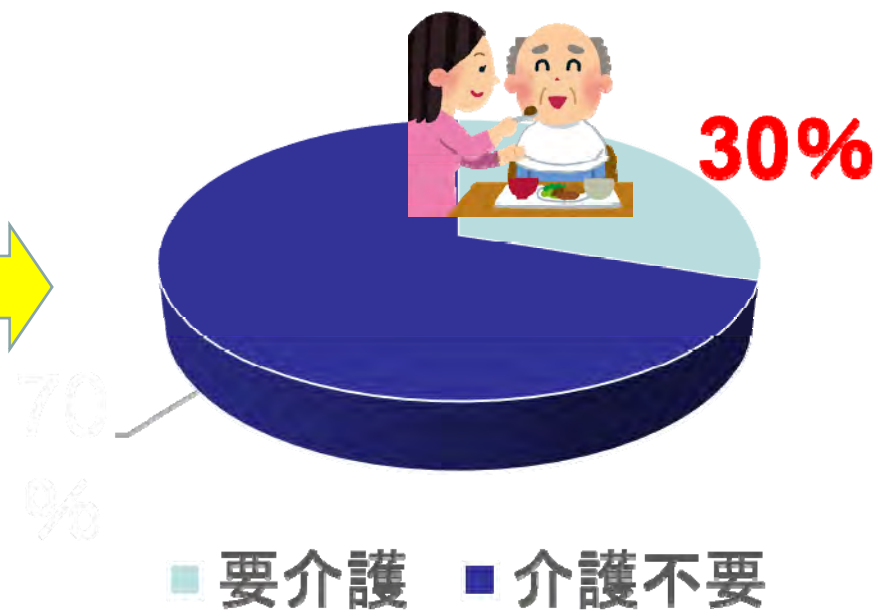
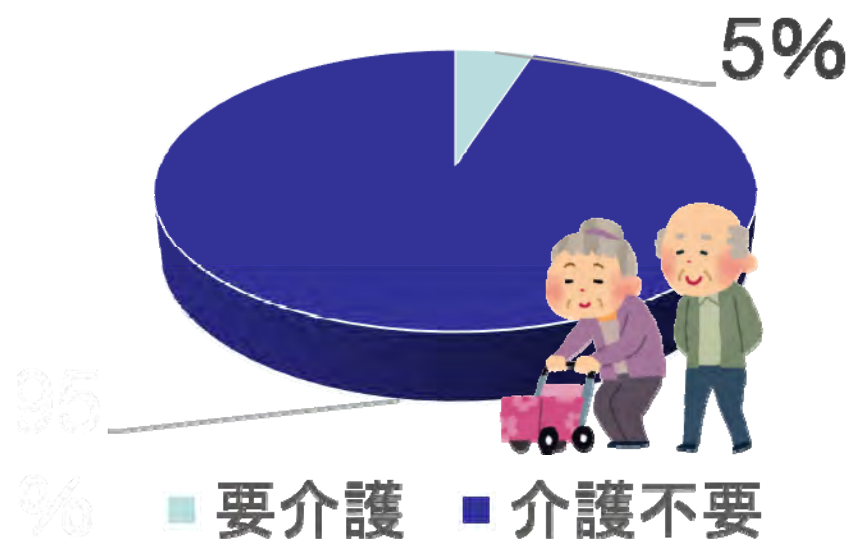


介護保険改正と地域づくり

要介護（要支援）認定率※内閣府 平成26年版高齢社会白書

前期高齢者（65～74歳）

後期高齢者（75歳以上）



2017年には後期高齢者が前期高齢者を上回る

給付費負担とサービス・相談窓口 (都道府県・市長村・都23区)

法 律	介 護 給 付 サ ー ビ ス	相談窓口・介護予防給付サービス
老人福祉法	○在宅福祉・施設福祉サービス 配食・寝具乾燥消毒・移送S・老人憩いの家 養護老人H・軽費老人H・有料老人H	【相談窓口】 C:所沢市14センター ●地域包括支援C(介護法2005創設) 介護予防・日常生活総合予防相談 ケアM・社会福祉士・看護師が配属
介護保険法	○介護3施設サービス ○居宅・通所・訪問・短期入所・地域密着型 定期巡回・複合型サービス・福祉用具等 ※介護サービス 介護予防サービス	○所沢市役所(福祉部) 介護保険課・高齢者支援課 ○社会福祉協議会・民生委員

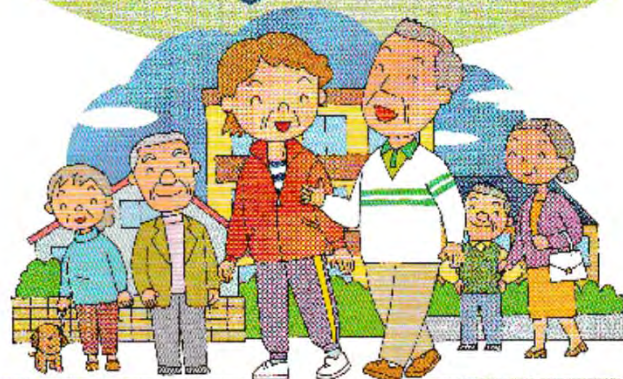
※高齢者医療確保法:後期高齢者医療制度(負担:国50. 現役40. 高齢者10各%)

○給付費負担割合(2012~2014 利用者10%負担 ※高額所得者20%負担に)

公 費	50%	国	定率 20%(居宅) 15%(施設等)	
		25%(居宅)		
		20%(施設)	調整交付金 5%(地域・市長村の公平化)	
		都道府県	12.5%(居宅)	17.5%(施設等)
		市長村	12.5%	
保険料	50%	第1号被保険料	21%	第2号被保険料 29%

高齢者のみなさんの

ほう かつ
**地域包括支援
センターです**



何でもご相談ください



皆さんの権利を守ります



自立した生活を支援します



高齢者が暮らしやすい
地域づくりに取り組みます



TOYOOKU

所沢市 福祉部 高齢者支援課
TEL : 04-2998-9120 FAX : 04-2998-9138

	くすのき台1丁目～2丁目		
松井東 地域包括支援センター	坂之下941-3 (特別養護老人ホーム) (東所沢みどりの郷内)	2951-5500 2945-6866	松郷・下安松・東所沢和田
松井西 地域包括支援センター	上安松1283-4	2994-1615 2994-1612	西新井町・東新井町・牛沼・上安松 くすのき台の一部
柳瀬 地域包括支援センター	坂之下941-3 (特別養護老人ホーム) (東所沢みどりの郷内)	2951-8887 2945-6878	坂之下・城・本郷・日比田・亀ヶ谷 新郷・南永井・東所沢
富岡 地域包括支援センター	中富1617 (介護老人保健施設) (さんとめ内)	2942-0067 2942-3588	中富・下富・神米金・北岩岡・北中 岩岡町・所沢新町・中富南
新所沢 地域包括支援センター	神米金505-1 (特別養護老人ホーム) (飛鳥野の里内)	2990-2582 2990-2585	緑町・泉町・向陽町・青葉台・榎町 けやき台
新所沢東 地域包括支援センター	東狭山ヶ丘5-928-1 (特別養護老人ホーム) (やすらぎの里内)	2921-5599 2921-5533	弥生町・美原町・北所沢町 花園・松葉町
三ヶ島第1 地域包括支援センター	三ヶ島5-551 (ケアハウスけやき内)	2947-2837 2949-5301	三ヶ島・糺谷・堀之内・林 和ヶ原・西狭山ヶ丘
三ヶ島第2 地域包括支援センター	東狭山ヶ丘6-2833-1 (特別養護老人ホーム) (康寿園内)	2926-7800 2921-1138	東狭山ヶ丘・狭山ヶ丘・若狭
小手指第1 地域包括支援センター	北野3-1-18 (特別養護老人ホーム) (ロイヤルの園内)	2947-1211 2947-1223	上新井・小手指元町 小手指南・小手指台・北野・北野南 北野新町・小手指町5丁目
小手指第2 地域包括支援センター	東狭山ヶ丘4-2695-1 (特別養護老人ホーム) (亀令園内)	2923-8780 2928-8875	小手指町1丁目～4丁目
山口 地域包括支援センター	山口5257-3	2928-7525 2928-7526	山口・上山口
吾妻 地域包括支援センター	久米1538-2 (特別養護老人ホーム) (ところの苑内)	2929-6965 2929-6956	北秋津・東住吉・西住吉・南住吉 久米・荒幡・松が丘 くすのき台3丁目

MOVEMENT

今この時から2025年に向けて

立て！飛べ！
トコロん
トコロん
トコロん
トコロん
トコロん
トコロん
トコロん
トコロんNever Behind Kawagoe City!
川越市に遅れるな！

平成20年取組開始

高齢者等をまるごと支援する所沢発！
地域包括ケアシステム「成長してほしい花に水を注がなければならない。」(S.R. コヴィー)
いつも欠かさず水遣りする

テーマ6

- 適宜・適切な医療と看護の基礎知識
- 尊厳を伴う見守りの習慣
- 尊厳を伴う見取りの習慣

テーマ2

認知症が進行しにくいすまい
認知症になっても我が家で充実した暮らし
住み慣れた我が家で大往生

テーマ1

認知症の啓発の推進
認知症本人・家族の視点重視
成年後見制度の実効ある育成

設！

協議体

総合的推進

テーマ5

- 介護者への支援
- 誰もが介護サービスする
- 介護サービススキルの向上

テーマ4

- 予防法の実践
- 認知症の初期発見と情報公開
- 認知症を緩和する環境の創設

テーマ0

テーマ3

- 認知症にやさしい地域づくり
- 地縁共同体意識を育成する
- 互助・近助・自助の習慣

地域コミュニティにおける互助・近助の基盤

広域に展開 (汎用性＝共通手法＝と地域特性への対応性)

地域の小集団による

育成！

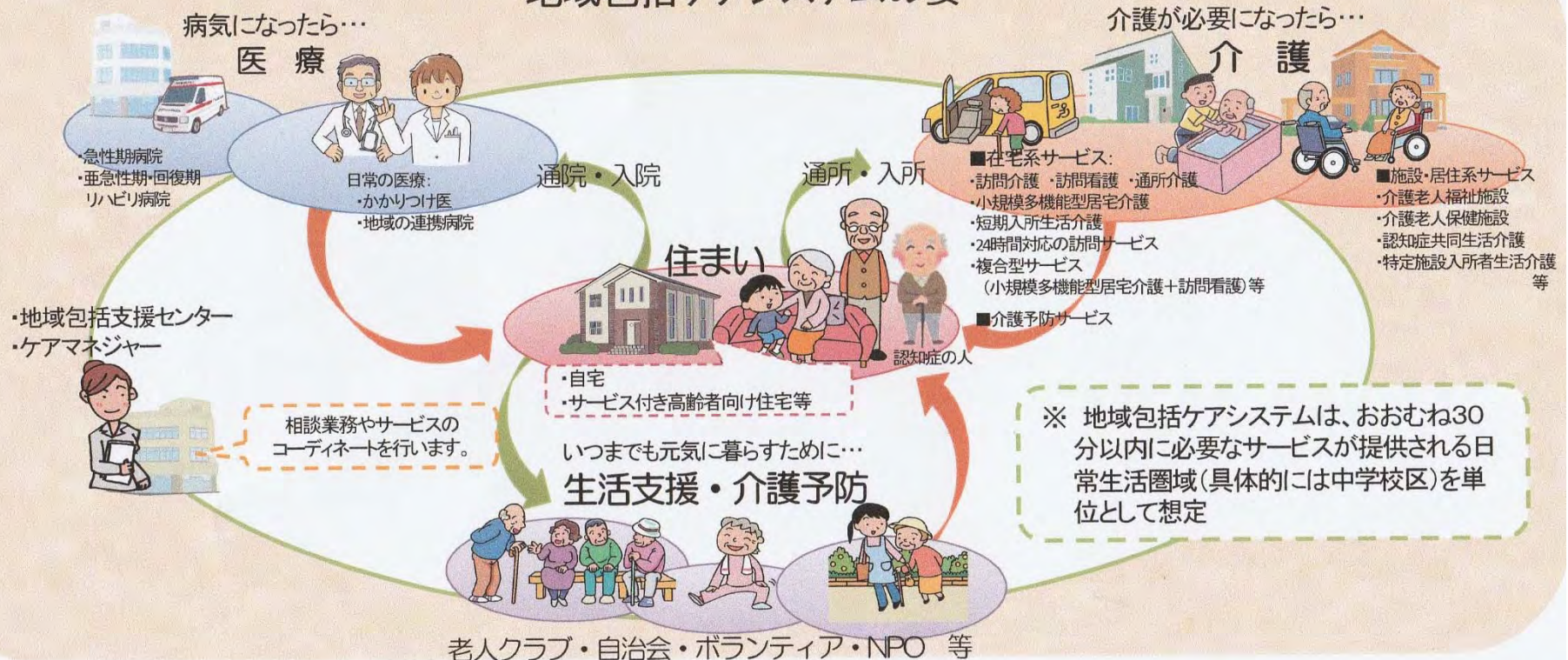
地域支援
コーディネーター

地域包括ケアシステム

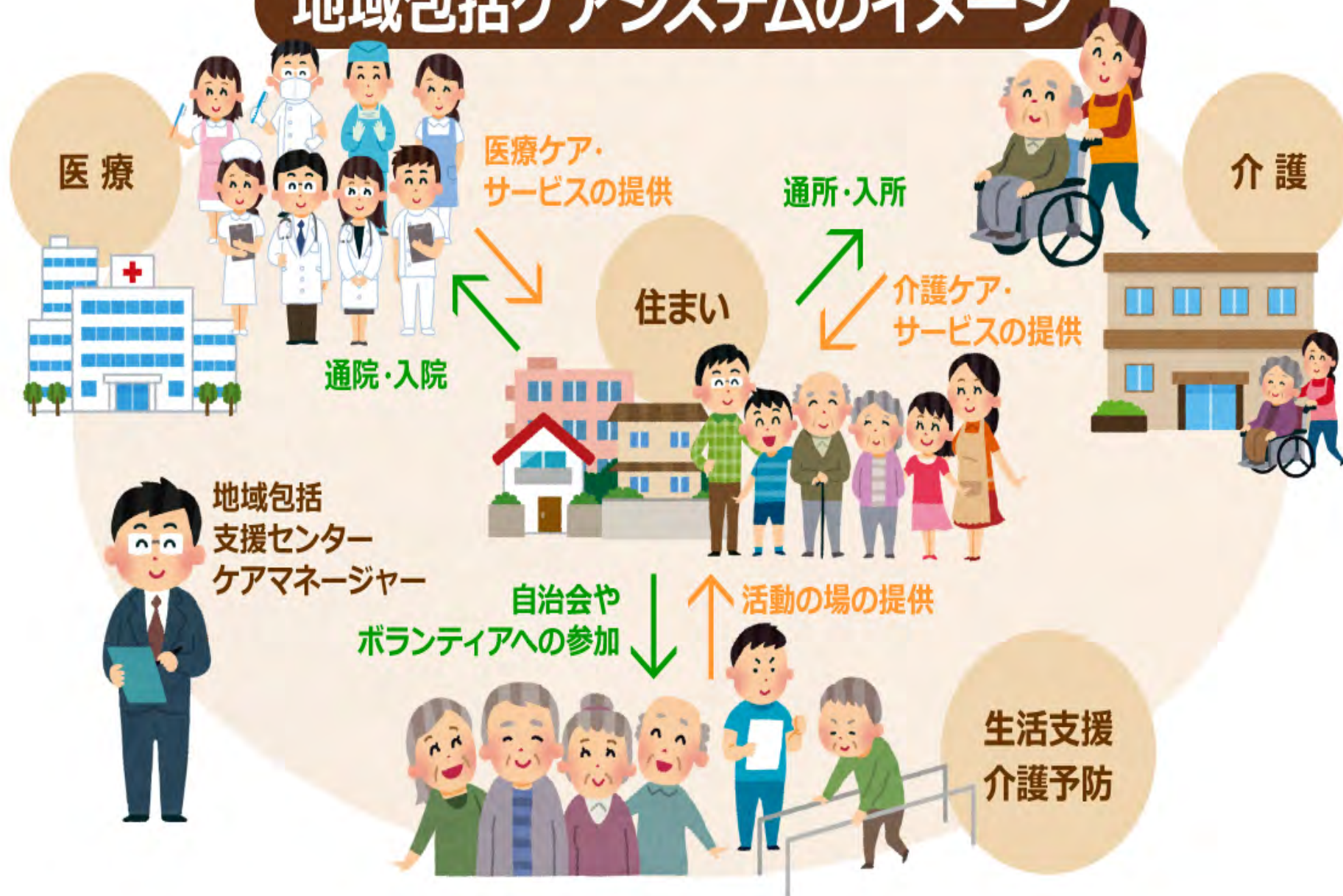
- 団塊の世代が75歳以上となる2025年を目途に、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、**住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築を実現**していきます。
- 今後、認知症高齢者の増加が見込まれることから、認知症高齢者の地域での生活を支えるためにも、地域包括ケアシステムの構築が重要です。
- 人口が横ばいで75歳以上人口が急増する大都市部、75歳以上人口の増加は緩やかだが人口は減少する町村部等、**高齢化の進展状況には大きな地域差**が生じています。

地域包括ケアシステムは、**保険者である市町村や都道府県が、地域の自主性や主体性に基づき、地域の特性に応じて作り上げていく**ことが必要です。

地域包括ケアシステムの姿



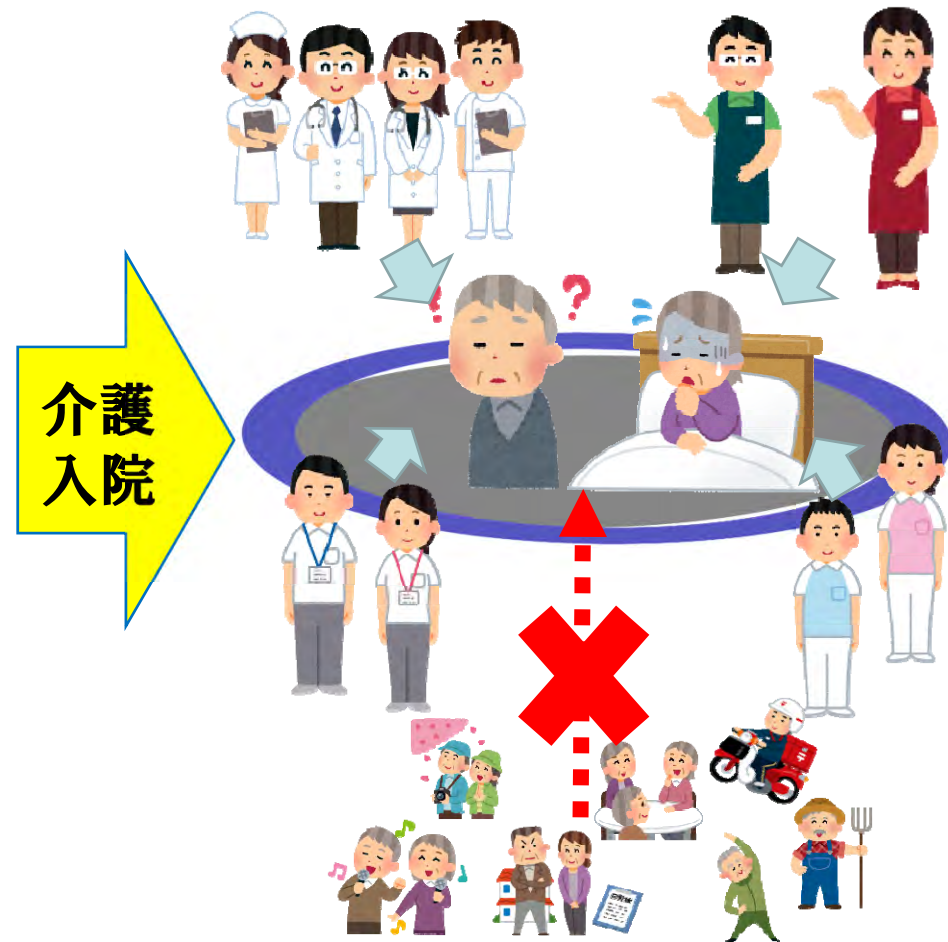
地域包括ケアシステムのイメージ





友人・隣人との交流

専門サービスはあるが…



介護
入院

地域とのつながりは疎遠に？

地域福祉とは・・・



お互い様の助け合いの輪を広げていくことで
地域から切り離されずなじみの関係を継続していく



つながり支え合うまちに 所沢市地域がつながる 元気な自治会等応援条例

この条例は、自分たちの地域のごことは自分たちで参加して決めようという自治の原点に立ち寄り、人と人とのつながりや絆を実感できるまちづくりの中心的な担い手である自治会等への加入と参加を促進し、誰もが安心して快適に暮らすことができる地域社会の実現を目指すものです。

(平成28年6月30日 制定)

所 沢 市

所沢市地域がつながる 元気な自治会等応援条例のあらまし

4つの基本理念(第3条)

- 私たちが生活している地域で、自治会等は、重要な役割を果たしています。
- 地域で暮らす人(地域住民)の多様な価値観を尊重します。
また、それぞれが自ら考え、動くことが重要です。
- それぞれの自治会等の自立性や個性を大事にします。
- 地域で暮らす人、自治会等、地域の会社や企業、市がお互いの役割を理解し協力し合うことが大切です。

4つの主体の役割

地域住民(第4条)

「地域の一員」です。
自治会等に積極的に加入や参加を
しましょう。



自治会等(第5条)

活動についての具体的な情報提供の
ほか、加入や参加がしやすい活動や
開かれた運営が望まれます。



事業者(第6条)

自治会等への協力や、従業員の
自治会等への加入や参加について
ご配慮をお願いします。



市(第7条)

自治会等への加入と
参加を促めるため、
支援します。
関係部署が連携し、
自治会等の負担に
配慮します。



市の職員

自治会等の重要性を理解し、
協働に努めます。

協力しあって、
誰もが安心して
快適に暮らすことができる
地域社会へ!!

加入促進のために

住宅関連事業者の皆様へ(第8条)

住宅に入学する方への案内かけなど、ご協力をお願いします。

所沢市は(第9条)

「必要な財政的支援」「相談、情報提供、助成と助成金」「自治会等協会の支援」
「まちづくりセンター等支援体制の充実」などに努めます。

安心・快適な地域づくりは自治会・町内会から

「自分たちの住む地域が安心して快適に暮らせるまちであってほしい。」

誰もがそう願っています。

自分たちのまちを自分たちの手で暮らしやすくするために、
自治会・町内会(自治会等)は、**地域の中心**となってさまざまな活動に取り組んでいます。

防犯活動

防犯パトロール
防犯灯の維持・管理 など



防災活動

防災訓練
災害時の声かけ など



住みよい
環境づくり
環境美化活動 など



地域の交流
お祭り など



地域情報などの
お知らせ

目録板による情報伝達
掲示板の維持管理など

地域で重要な役割を果たす自治会等に多くの方が加入や参加していただくことで

人と人とのつながりや絆を実感できるまちづくりがさらに進むよう、

所沢市は条例を制定しました。

地域を元気にするために、自治会等を元気に。

みんなで協力し合い、**つながり支え合うまち**を実現するために、

所沢市は自治会等を応援します。



第4次 地域福祉活動計画 in 所沢

ところWITHプラン

平成27(2015)年度～平成32(2020)年度



社会福祉法人 所沢市社会福祉協議会
地域福祉活動推進会議





所沢市

いきいきと暮らすための
高齢者福祉ガイド



平成28年度版

近所には住んでいる高齢者について、日常生活や仕事の中で「あれ？」
「おかしいな？」という小さな「気づき」がとても大切です。

□ たとえばこんなことはありませんか？



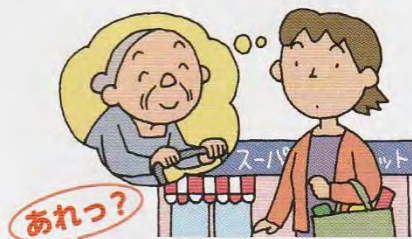
郵便物や新聞が郵便受けに
たまっている



家を訪ねても、
顔を出してくれない



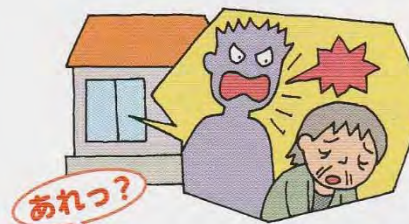
夜になっても
家に明かりがつかない



最近、外出している姿を
見かけなくなった



庭の手入れがされなくなったり、
洗濯物が干されなくなった



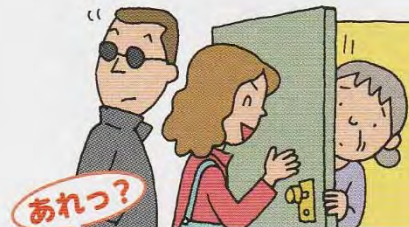
家の中から高齢者を大声で
怒鳴る声が聞こえる



顔や腕などに不自然なあざが
多くなった



服装が不自然なまま
外出している



見慣れない人が
家に出入りするようになった



しょうがいしゃ、しんせい、こども
障害者差別のないまち

だれ
誰もが 暮らしやすい
まち

平成28年4月
スタート
障害者差別
解消法

みんなで考えてつくろう
差別のない社会



わたしたちの住むまちには、さまざまな人がいます。誰もが同じように学び、働き、暮らす権利を持っています。しかし、障害のある人には、社会参加をさまたげる障壁や差別があるのです。
誰もがお互いの人格と個性を尊重して支え合う「共生社会」を実現するためには、そんな障壁を取り除き、障害を理由とした差別をなくすることが欠かせません。そのために望まれる配慮は、すでにいろいろなどころで実践されていますが、よりいっそう広め、障害への理解を深めていくことが大切です。
障害者差別のないまちは、誰もが暮らしやすいまちなのです。

所 沢 市

第2次 所沢市地域福祉計画

概要版



～互いの顔が見える、
地域でみまもり支え合えるまち～



平成27年3月
所 沢 市

第4次 地域福祉活動計画 in 所沢

ところWITHプラン

平成27(2015)年度～平成32(2020)年度



社会福祉法人 所沢市社会福祉協議会
地域福祉活動推進会議



『生きいきシニア福祉の会』

《生きいきシニア福祉の会》へようこそ！！

大歓迎 お待ちしております。

地域介護難民にならないように

触合いの輪を広げよう

「積極的無常観」で“気負わず・無理
せず・楽しく”活動しませんか？

謝 々